

大和郡山市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月

大和郡山市教育委員会

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

本市教育大綱基本理念である「ふるさと郡山に夢と誇りと自信を持ち 未来を拓き 未来に駆ける 心豊かな 人づくり」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいを持ち、職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠です。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することだけではなく、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を高め、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき業務に注力できる時間を確保することを最大の目的としています。

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、心身共に健康な状態で、専門性を最大限に発揮し、児童生徒の教育に邁進できるようにすることと、教職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものです。

## (2) 本市の現状

本市では令和2年3月に「大和郡山市立学校の管理運営に関する規則」を改正し、同年4月から1か月の超過勤務時間について、1箇月について45時間・1年について360時間を上限の範囲内とする規定を設けました。これにより、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和5・6年度は以下のとおりとなりました。

80時間超【 】内は管理職人数

超過勤務時間	令和5年度	令和6年度
100時間超	1人 【0】	1人 【0】
80時間～100時間	9人 (1.9%) 【3】	5人 (1.1%) 【1】
60時間～80時間	41人 (8.7%)	30人 (6.5%)
45時間～60時間	52人 (11.1%)	54人 (11.7%)
45時間以内	367人 (78.1%)	372人 (80.7%)

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合は19.3%であり、依然として高い値を示しています。学校徴収金の徴収・管理や支援が必要な児童生徒や保護者への対応業務の負担が大きく、学校を支援する取組の推進を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものです。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおりとします。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を12～15日以上にする。

【県 令和5年度 12.2日】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする。

【市 令和6年度 8.9%・令和7年度 6.7%】

## 3. 計画の期間

国においては、令和11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としています。

本市もこれに則り、令和8年度から令和11年度までの4年間で計画の期間とします。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市においては、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に 参画すべき業務	教師の業務だが、 負担軽減を促進すべき業務
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥ 調査・統計等への回答 ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩ 校舎の解錠・施錠 ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫ 校内清掃 ⑬ 部活動	⑭ 給食の時間における対応 ⑮ 授業準備 ⑯ 学習評価や成績処理 ⑰ 学校行事の準備・運営 ⑱ 進路指導の準備 ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

## ○学校以外が担うべき業務

### ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。保護者との連絡用アプリを活用しながら、出欠席の確認を行い、登下校中は保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

### ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

放課後から夜間などにおける見回りについては、市青少年センターが行っている見回りに委ねることとし、学校における日常のかつ自主的な見回りは原則として行わないこととします。

また、青少年センター運営委員会・指導委員会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、認識を共有します。

### ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

給食費等の学校徴収金について、令和4年度から市の歳入歳出予算に組み入れ、公会計化を実施しています。

すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討します。

### ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとします。当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、適切な役割分担を行います。

### ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

令和8年度に電話の通話録音装置を整備します。令和10年度までに、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置について検討を進めます、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

## ○教師以外が積極的に参画すべき業務

### ⑥ 調査・統計等への回答

校務支援システムの機能等を活用することで、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

### ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

教育委員会と連携を図りながら必要に応じて ICT 支援員がサポートをします。

### ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

教育委員会と連携を図りながら必要に応じて ICT 支援員がサポートをします。

### ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

学校プールの管理については、近隣校の共同使用や民間事業者等への委託を検討します。

⑩ 校舎の解錠・施錠

職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備します。機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入を検討します。

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進します。

⑫ 校内清掃

校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進します。

⑬ 部活動

令和8年度から、教員の指導による休日の学校部活動を廃止し、休日の全ての部活動の地域展開を実現します。

また、平日の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置の適正化を進めます。

○教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭ 給食の時間における対応

給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施します。

⑮ 授業準備、⑯ 学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助する学校業務支援員を全校に配置します。

また、校務支援システムの機能や市教職員専用ポータルサイトを活用することで、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

⑰ 学校行事の準備・運営

修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及び SSS※等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討します。

⑱ 進路指導の準備

生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教員と事務職員及び SSS 等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進します。

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議へ積極的な参加を推進します。専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。

教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年複数回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもとで支援を行える体制を構築します。

さらに、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充します。

※ SSS…スクール・サポート・スタッフ

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数（小学4年生以上は年間で1086単位時間）を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・デジタル技術の活用により、文書作成や教材作成（キャンバ等）、クラウドを活用した記録の管理などで校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検を推進します。
- ・勤務時間外の留守番電話機能の活用のほか、録音機能付き電話の導入を令和8年度までに全校で完了させます。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施します。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ・ストレスチェックの実施率100%とし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進します。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設定します。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう促進し、長期休業等の期間中に3日間程度の一斉閉校期間の設定を行います。
- ・早出遅出勤務制度、などの柔軟な勤務制度の導入について令和10年を目途に検討を行います。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度ホームページで公表するとともに、定例教育委員会、大和郡山市立学校における働き方改革推進委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の設定については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校に本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

なお、学校運営協議会における協議を推進するため、大和郡山市学校運営協議会規則を改正し、その所掌事項として取り扱うことができるよう、明文化しています。
- (6) 保護者や地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組みます。